

仕様書

1 業務名称

令和8年度西淀川区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

2 目的と概要

西淀川区では、地域活動協議会の形成支援をはじめ、市民による自律的な地域運営の実現に向けて、まちづくりセンター等を活用した支援を行ってきた。

しかし、少子高齢化など地域コミュニティを取り巻く環境は変化し、つながりの希薄化や地域活動の担い手不足などの課題が見られる一方、複雑・多様化した地域課題にきめ細かく対応していくことが不可欠となっており、それぞれの地域活動協議会の運営レベルや地域実情に応じた支援が必要となっている。

地域活動協議会によるまちづくりの推進は、大阪市がめざす、豊かなコミュニティの形成、活力ある地域社会の実現のために必要かつ重要な取組みであり、まちづくりセンター等が民間事業者の有する専門的なスキルやノウハウを用いた様々な手法による支援を行うことで、地域活動協議会の自律度の向上が図られるとともに、身近な地域でのつながりづくりの強化、様々な活動主体との連携・協働を促進し、より多くの住民参加による自律的な地域運営の実現を本業務の目的とする。

3 期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 業務内容

(1) 「西淀川区まちづくりセンター」の運営

ア 発注者が提供する西淀川区役所庁舎4階フロア内に事務所（以下、「西淀川区まちづくりセンター」という。）を設置したうえで、「アドバイザー」及び「地域まちづくり支援員」を配置すること。

イ 週2日以上区役所の開庁日、開庁時間内での開所とすること。なお、開所しない日・時間については、常に発注者と連絡のとれる体制を整えること。（ただし、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）

ウ 光熱水費等実費は受注者が負担すること。（中古の事務机と事務椅子は、発注者で無償提供が可能な場合がある。）

(2) 地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援業務の実施

ア 地域ごとに現状や課題などを明確にし、各地域活動協議会の自律に向け下記項目などの支援を実施すること。

・幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すため、効果的な事業実施の支援や地域における担い手育成や人材育成への助言・指導

・多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導・調整

- ・自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
 - ・開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導として、事業実施・会議開催・会計事務（本市補助金システム等活用を含む）・情報発信その他組織運営において必要な支援
- イ 地域ごとの支援計画を策定すること。
- ウ NPO・企業・個人等、多様な活動主体との協働を促進するため、交流会やラウンドテーブル等を開催すること。
- エ 区広報紙、区ホームページ等において各地域の継続的な活動紹介を行うこと。また、SNS等若い世代に有効なツールを活用し、地域活動協議会の認知度向上、若い世代の担い手不足の解消を図ること。
- オ 区内の地域活動協議会等の情報交換や連携促進のため、「西淀川区地域活動協議会会長会」に参加すること。

（3）各地域が町会加入促進に取り組むための支援

地域活動協議会の主な構成団体である町会については、加入率が年々減少している。地域コミュニティの維持・活性化、地域活動の担い手不足解消に向けて、地域が行う町会加入促進の取組を積極的に支援すること。次の項目の実施にあたっては、地域の選定方法及び内容について発注者と十分協議のうえ実施すること。

- ア 令和8年度中に西淀川区内の4地域^{*1}以上で実施すること。
- イ 令和8年度中に西淀川区内の大規模マンション（新設・既設問わず）4棟以上で実施すること。

*1 おおむね小学校区を範囲とする地域活動協議会の単位

（4）業務実施体制

- ・アドバイザー 1名以上配置
受託業務を総合的に把握し、業務全体の調整や発注者との協議等を行う。
地域まちづくり支援員を総括し、かつ助言・指導を行う。
必要に応じ、地域団体等の相談にも応じること。（アドバイザーは地域まちづくり支援員を兼務することも可）
- ・地域まちづくり支援員（以下、「支援員」という。） 2名以上配置
アドバイザーの指揮のもと、地域活動協議会の運営支援や構成団体等からの相談に応じること。
地域活動支援の実績を有し、ファシリテート及びコーディネートの手法、会議等運営の知識やノウハウを有している者を従事させ、各地域の自律的運営が円滑に進むよう支援すること。
積極的に地域に出向き、コミュニケーションが円滑に図れる者を配置すること。
- ・アドバイザー及び支援員の配置等については、事前に発注者と協議すること。
- ・開所時間外にもできるかぎり対応するため、開所時間外のWEBやメールなどによる相

談や受付の体制を構築するなど、利用者ニーズに沿った支援体制を確保すること。

- ・発注者と連携をとりながら西淀川区まちづくりセンターの広報に努めること。

(5) その他

- ・月に1回以上地域活動協議会役員と面談等を行い、地域事業の進捗管理及び助言・指導を行うこと。
- ・地域活動協議会等との面談内容等は記録すること。
- ・各地域事業の進捗状況や支援の実施状況を月に1回、発注者に報告すること。
- ・受注者は、毎月15日までに前月業務の実施状況を記載した実施報告書（参考：別紙3）を作成し、発注者に提出すること。発注者が求めた場合は、実地等による検査に速やかに応じなければならない。
- ・市民活動団体等や地域の活動情報の収集及び情報発信などを積極的に行うこと。
- ・別紙4「地域活動協議会の状況を客観的に把握するためのガイドライン（令和2年1月作成）」に沿って、支援を実施すること。

5 事業評価等について

事業評価及び検証を実施するにあたって、実績報告書の他、発注者の求める資料を提出し、適宜説明すること。事業評価及び検証の結果については公表を予定している。

なお、本事業評価及び検証における資料とするため、適宜、発注者とアンケート内容を協議のうえ利用者アンケートを実施すること。（参考：令和6年度アンケート 別紙5）

6 事業報告について

全ての業務完了後、業務完了報告書を提出すること。業務完了報告書には、実施した業務の詳細な内容を明記すること。また、概算払いを行う場合には、発注者が指定する日までに精算書を提出すること。必要に応じて、発注者が資料の要求、立入検査を行う。

7 事務引継ぎについて

契約締結までの間に、現行の西淀川区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託の受注者からの事務引継ぎを受けること。また、令和9年度の受注者に対し事務引継ぎを行うこと。なお、引継ぎの際は適宜発注者が立ち会うものとする。

8 再委託について

- (1) 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等。
 - イ 仕様書4 業務内容（1）～（5）に記載する業務。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、(1) 及び (2) に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、(3) の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (6) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であつてはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第 3 項及び第 4 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

9 その他

- (1) 受注者は、業務の実施に先立ち、実施体制、業務実施工程等、業務を適正に実施するため必要な事項を記載した業務計画書を作成し、発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、以下の服務規律等に関する事項を遵守すること。
- ア 受注者は、従事者に対し、業務を行うに適した服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たせなければならない。
- イ 受注者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。
なお、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- ウ 受注者は、大阪市の信用を失墜する行為をしてはならない。
- エ 受注者は、本件委託業務従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。また、研修終了後、速やかに「人権問題研修実施報告書」を発注者に提出すること（平成 18 年 4 月 6 日付け市民第 19 号「平成 18 年度本市並びに本市監理団体が恒常に業務委託する業者について」に基づく）。
- オ 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等

を実施すること。

(3) 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行うこと。

(4) この仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者において適宜協議、調整を行い決定する。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（西淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（西淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除する。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に 発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別 冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

- ・ 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- ・ 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- ・ 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- ・ 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- ・ インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- ・ 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- ・ 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- ・ 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- ・ 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- ・ 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- ・ 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- ・ 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用することなお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- ・ 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

業務委託契約書（経常型）

契約番号 西淀契第

号

名 称	令和8年度西淀川区における新たな地域コミュニティ支援事業 業務委託									
業 務 委 託 料										
うち取引にかかる 消費税及び地方消費税の額										
履 行 期 間	<input checked="" type="radio"/> 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで <input type="radio"/> 契約後日									
履 行 場 所	本市指定場所									
保 証 事 項	<input type="radio"/> 契約保証金 <input type="radio"/> 履行保証保険									
そ の 他										

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 大阪市
契約担当者

印

受注者 住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

印

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第19条に定める受注者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との間で協議がある場合を除き、業務を完了するため必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。(法令上の責任等)
- 第2条 受注者は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法令(社会保険・労働保険に関する法令を含む。)の規定のほか、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成18年大阪市条例第16号。以下「コンプライアンス条例」という。)における委託先事業者に係る規定を守り、善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければなら

ない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第3条 この契約書に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第4条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと認めた場合はこの限りでない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(事故等の報告義務)

- 第5条 受注者は、業務の遂行中に事故が発生したときは、その事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びにその後の具体的な事故防止策を、書面にて提出しなければならない。
- 2 前項の事故が、個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)の漏えい、滅失、き損等の場合には、受注者は、業務を中止するとともに、速やかに前項に規定する措置を講じなければならない。なお、業務中止の期間は、発注者が指示するまでとする。
- 3 第1項の事故により、以降の業務の円滑な進行を妨げる恐れがあるときは、受注者は、速やかに問題を解決し、業務進行に与える影響を最小限にするよう、努めなければならない。

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

第6条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、大阪市特定個人情報保護条例（令和5年大阪市条例第6号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報等の管理義務)

第7条 受注者は、発注者から提供された資料、貸与品等及び業務を行う上で得られた受注者の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理しなければならない。

2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を書面により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。

4 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。

5 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで業務を中止させることができる。

(目的外使用の禁止)

第8条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(外部持出しの禁止)

第9条 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録

媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出さなければならない。

(複写複製の禁止)

第10条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より書面による同意を得た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第7条を準用する。

(個人情報等の保護状況に関する検査の実施)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。

3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

(個人情報の安全管理義務違反に対する措置等)

第12条 発注者は、受注者がこの契約に基づく業務に關し、個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に從事している者が同法第67条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

2 発注者は、業務に關し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の保証)

第13条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第2号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、一般競争入札においては業務委託料の10分の1以上、指名競争入札、随意契約においては100分の5以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 業務委託料の変更があった場合には、一般競争入札においては保証の額が変更後の業務委託料の 10 分の 1、指名競争入札及び随意契約においては 100 分の 5 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 第 1 項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。

6 第 1 項の規定により、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって、この契約に基づき受注者が負担する賠償金、損害金又は違約金等に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。

(権利義務の譲渡等)

第 14 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第 15 条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、設計図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前 2 項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

4 前 3 項の規定は、この契約が終了した後においても、同様とする。

(再委託の制限)

第 16 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を再委託（業務を発注者以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。

2 受注者は、業務の一部（発注者が設計図書において指定した軽微な部分を除く。）を再委託しようとする場合は、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。当該承諾に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。

3 発注者は、受注者に対して、再委託先事業者の商号

又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

4 受注者は、再委託先の再委託に係る業務の実施について、受注者自らその再委託に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。

(再々委託等の制限)

第 16 条の 2 受注者は、前条第 2 項の規定により再委託した業務の全部を一括して、再々委託等（業務を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という。）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。

2 受注者は、業務の一部（発注者が設計図書において指定した軽微な部分を除く。）を再々委託等させようとする場合は、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等について書面により発注者の確認を受けなければならない。当該確認に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。

3 受注者は、再々委託等先事業者の再々委託等に係る業務の実施について、受注者自らその再々委託等に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第 17 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権の発明等)

第 17 条の 2 受注者は、業務の遂行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて発注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定める。

(監督職員)

第 18 条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したものほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限

を有する。

- (1) 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示
- (2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときには当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務責任者)

第19条 受注者は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第20条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せらず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(特定個人情報を取扱う者)

第19条の2 受注者は、業務の履行において、特定個人情報を取扱う場合には、特定個人情報を取扱う者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

(業務責任者等に対する措置請求)

第20条 発注者は、業務責任者、受注者の使用人又は再委託先等がその業務を実施するにつき著しく不適当と認められる場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求す

ることができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第21条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第22条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は、性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 受注者は貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

第23条 削除

(条件変更等)

第24条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合は除く。）

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
(3) 設計図書の表示が明確でないこと
(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたときは自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならぬ。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第 25 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第 27 条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第 26 条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

第 27 条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。
(受注者の請求による履行期間の延長)

第 28 条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第 29 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(履行期間の変更方法)

第 30 条 本契約書の規定に基づく履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 28 条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開

始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第 31 条 本契約書の規定に基づく業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第 32 条 受注者は、業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他の業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当ないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第 33 条 業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害(次条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項又は第 34 条の 2 第 1 項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 34 条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第 3 項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に對して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額(設

計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前 3 項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 34 条の 2 業務を完了する前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、仮設物又は作業現場に搬入済みの器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(仮設物又は作業現場に搬入済みの器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第 6 項において「損害合計額」という。)のうち、業務委託料の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、損害を受けた仮設物又は器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における業務に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第35条 発注者は、第17条、第24条から第29条まで、第32条又は第33条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第36条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 受注者は、前項ただし書の場合を除き、同項本文の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 発注者は、第2項の検査によって業務の完了を確認

した後、受注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、履行の完了を業務の完了とみなして前5項の規定を準用する。

(減価採用)

第37条 前条第6項の規定にかかわらず、検査の結果、当該履行内容に僅少の不備がある場合で発注者がその使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から履行が困難と認めたときは、相当の価格を減価の上、これを採用することができる。減価の額は発注者が定める。

(業務委託料の支払い)

第38条 受注者は、第36条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者が、その責めに帰すべき事由により第36条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第39条 受注者は、業務の完了前に、既に履行した部分

（本条第3項に定める検査に合格したもの。以下「既履行部分」という。）に相応する金額（以下「業務委託料相当額」という。）について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月1回を越えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を書面により発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければなら

ない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、業務委託料相当額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額=業務委託料相当額×(9/10) (債務が性質上不可分の委託契約)

部分払金の額=業務委託料相当額 (債務が性質上可分の委託契約)

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額からすでに部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とする。

(部分払金の不払に対する業務中止)

第40条 受注者は、発注者が第38条又は第39条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(債務不履行に対する受注者の責任)

第41条 受注者は、業務について、この契約に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた場合、又は受注者がこの契約に違反したことが明らかになった場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその履行の追完を請求し、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求し、又はその履行の追完に代えて損害の賠償を請求することができる。ただし、債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、発

注者は、損害の賠償を請求することができない。

3 前項の規定は、第43条第1項及び第2項に定める解除権の行使を妨げない。

4 第2項において、受注者が負うべき責任は、第36条第2項又は第39条第3項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第42条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、発注者が履行期間後に完了する見込があると認めたときは、発注者は、延滞違約金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の延滞違約金の額は、業務委託料(第37条の規定に基づき減価したときはその減価後の金額)から第39条に規定する支払い済みの部分払金を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第38条第2項の業務委託料又は第39条第5項の規定による部分払金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償金)

第42条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の業務委託料の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

(1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等(独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(同法第7条の9第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。)をいう。以下同じ。)を受け、これらが確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。)。

(2) この契約について、確定した排除措置命令等(受

注者以外の者に対するものに限る。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となつた取引分野が示された場合(この契約が、示された場合を除く。)に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徵取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

(4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の業務委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から、支払の日における民事法定利率(民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。

(発注者の解除権)

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みが明らかにないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく第41条第2項に定める追完がなされないとき。
- (4) この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (5) コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は同条例の規定に基

づく勧告に正当な理由なく従わないとき。

(6) 前各号のほかこの契約に違反したとき。

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 第14条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (2) 受注者の債務の全部が履行不能であるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 受注者が第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (8) 大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
 - (9) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
 - (10) 発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
 - (11) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。
- 3 前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。
- (誓約書の提出)
- 第43条の2 受注者及び暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと判断した場合はこの限りでない。
- (暴力団排除に伴う契約の解除)

第 43 条の 3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに契約を解除する。

- (1) 暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。
- (2) 暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合において、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したとき。
(契約が解除された場合等の違約金)

第 43 条の 4 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、一般競争入札においては業務委託料の 10 分の 1、指名競争入札、随意契約においては 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 43 条の規定によりこの契約が解除された場合
(受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。)
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約解除に伴う損害賠償金)

第 43 条の 5 前条第 1 項又は第 3 項に規定する場合（前条第 2 項によりみなされた場合を含む。）において、発注者に生じた実際の損害額が、前条第 1 項又は第 3 項に規定する違約金の額を超える場合には、受注者は超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
(業務完了前の発注者の任意解除権)

第 44 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第 43 条第 1 項及び第 2 項、第 43 条の 3 の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第 45 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 25 条の規定により設計図書等を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 26 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除の効果)

第 46 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 39 条に規定する部分払に係る部分については、この限りでない。

(解除に伴う措置)

第 47 条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が解除された場合において、器具、仮設物その他の物件（再委託先等が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取扱付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去並びに修復及び取扱付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それ

ぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。

4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第43条の3又は第43条の4の規定によるときは発注者が定め、第44条又は第45条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第48条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを持ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第49条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

第50条 削除

(概算契約)

第51条 この契約書の頭書に概算契約である旨の記載がなされている契約(以下この条において「概算契約」という。)にあっては、設計図書記載の数量及び契約書記載の業務委託料は概算であり、発注者の都合により増減することがある。この場合にあっては、業務委託料の確定は、業務完了後の実履行数量に契約書又は業

務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行うものとする。

2 本契約が概算契約である場合、契約書中「業務委託料」は、契約書記載の概算金額のことをいう。この場合において、第1条、第36条、第38条及び第42条中「業務委託料」は、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替え、第42条の2及び第49条中「業務委託料」は、前項により業務委託料の確定が行われた後に限り、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

3 本契約が概算契約である場合、第19条中「業務委託料の請求及び受領」は、第1項により業務委託料の確定が行われた後に限り、「業務完了後の実履行数量に契約書又は業務委託料内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の請求及び受領」と読み替える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第52条 この契約書において書面により行わなければならぬこととされている指示等並びに第10条第1項に規定する書面による同意及び第16条の2第2項に規定する書面により行わなければならないとされている発注者の確認は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第53条 この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)及び大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかつたと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに西淀川区役所総務課（連絡先：06-6478-9985）に報告しなければならない。

西淀川区まちづくりセンター
業務実施報告書（月次）
(令和〇年〇月)

令和〇年〇月〇日
西淀川区まちづくりセンター

業務責任者

1 活動概要

活動概要を総括的に記載

2 業務体制（令和〇年〇月 1 日現在）

（1）業務体制

アドバイザー兼業務責任者	○○	○○
地域まちづくり支援員	○○	○○
地域まちづくり支援員	○○	○○

（2）その他

ア 公募・採用の状況 等

地域まちづくり支援員の公募にあたって、〇〇区地域支援担当との調整のうえ、求人内容を確定し、公募を実施した。

公募方法

- ・ハローワーク及び大阪市仕事情報広場への求人
- ・区ホームページへの掲載
- ・受託者ホームページへの掲載
- ・民間求人情報誌及びサイトへの掲載

イ 西淀川区まちづくりセンターの開設状況

〇月〇日 電話設置

〇月〇日 まちづくりセンターホームページ開設

3 西淀川区まちづくりセンターの活動状況

(1) 区民からの相談状況

・相談の形態

	支部において面談	電話	メール	計
件数	10	24	5	39

・相談内容

内容	件数
担い手育成	
事業実施	
連携・協働	
自主財源獲得 (助成金申請含む。)	
C B, S B	
会計事務支援	
事業実施支援	
会議の開催支援	
その他団体組織運営	

(2) 西淀川区地域支援課との情報共有等の状況

○月○日 ○時～○時 今後の事業実施計画について打合せ

○月○日 ○時～○時 ○○○・・・について打合せ

(3) まちづくりセンター定例会等の開催状況

○月○日 ○時～○時 今後の事業実施計画について打合せ

○月○日 ○時～○時 ○○○・・・について打合せ

(4) 研修等の参加状況

○月○日 ○○局主催研修に参加 (AD1名、支援員2名)

○月○日 ○○局主催研修に参加 (支援員2名)

○月○日 まちづくりセンター主催研修に参加 (AD1名、支援員2名)

○月○日 NPOレベルアップ講座 受講 (支援員1名)

(5) その他

4 地域活動協議会の形成に向けた支援の状況

【各地域や業務全体の進捗状況】

○○地域	○月○日 (○) ○時～○時 地域への事業説明会へ参加 (メンバー: ○○、○○、・・・・)
○○地域	○月○日 (○) ○時～○時 連合振興町会長及び地域者協会長と打合せ
○○地域	○月○日 (○) ○時～○時 地域防災訓練に参加
○○地域	○月○日 (○) ○時～○時 連合振興町会に対し会計事務支援
○○地域	

5 地域活動協議会の運営支援の状況

【各地域や業務全体の進捗状況】

○○地域	○月○日 (○) ○時～○時 ○○補助金申請に係る支援
○○地域	

6 地域課題調査等の実施状況

手法及び調査内容について、西淀川区地域支援担当と打合せ
抽出率算出検討

7 当月の業務実施における自己評価及び課題となっていること

8 今後に向けて

○地域活動協議会の状況を客観的に把握するためのガイドライン（令和2年1月作成）

別紙4

【説明】

地活協の自律の向上は24区に共通する課題であるため、各地活協の自律の状況及びそれらの進展に係る各区の状況を定期的（中間・期末）に集約し、全区で共有することとしています。

このガイドラインは、各地活協の状況を把握するために参考とするものです。各区においては、解説を参考に、具体的取組項目の実施状況を適切に把握してください。

自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）（令和2年度以降）			解説（評価の視点・参考事例）
めざす状態	めざす状態に向けた課題・取組	具体的取組	
I 地域課題への取組	地域課題やニーズを把握し、これに対応するために安定継続的に活動が行われている	地域課題やニーズに対応した活動の実施	<p>自律的に実施すべき基本的な事項</p> <p>①地域課題やニーズの把握ができている 【評価の視点】どのように把握し、どこまで共有できているか さまざまな手法により課題やニーズの把握を行うとともに、把握だけではなく地域内で共有できていることが必要です。 ■把握の手法（住民アンケート、ラウンドテーブル、統計情報、地域カルテなど） ■共有の手法（総会、運営委員会、部会、地域カルテへの記載など）</p> <p>②地域の将来像の共有ができている 【評価の視点】どのように将来像を決め、どのような場で、どこまで共有できているか 話し合いにより地域の将来像を設定し、その将来像が地域内で共有できていることが必要です。 ■決定の手法（総会、運営委員会、部会など） ■共有の手法（総会・運営委員会・部会での周知、規約・地域行動計画・地域カルテへの記載、さまざまな広報媒体の活用など）</p> <p>③活動区域の全住民を対象に、地域課題やニーズに対応するための活動を実施できている。 【評価の視点】1. 全住民対象の活動となっているか 2. その活動が地域課題やニーズに対応しているか 地域課題とニーズをもとに事業計画が作成され、区長指定分野の活動が実施できている必要があります。 ■全住民対象の活動となっている ■活動区域の全住民が活動に参加・参画する機会が保障されている ■①で把握した地域課題やニーズに対応するための活動ができている</p> <p>④話し合いにより補助金が適切に活用されている 【評価の視点】1. 一部の役員だけで決めていないか 2. 合意形成されているか 総会や運営委員会、部会などで、これまでの取組の振り返るとともに、地域課題や住民ニーズに対応した補助金の活用方法について、話し合いにより合意形成がなされていることが必要です。</p> <p>⑤地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、地域課題の解決が図られている 【評価の視点】地域課題の解決に向けた活動にあたり、地域資源を活用しているか ヒト→地域人材など モノ→寄贈、物品・場所の提供など カネ→寄付、CB/SB、助成金など 情報→他地域の取組、助成金など（参考事例） ア 次のような手法により自主財源の確保を行っている。 ■イベントへの出店、参加費の徴収、寄付や物品の提供を呼びかける、広告料収入を得るなど イ 地域の人材の活用により地域課題の解決に向けた新たな取組が行われている。 ■地域の人材（地域住民をはじめ、企業・事業所・商店などで働いている方） ウ 本市地域活動協議会補助金以外の補助金や助成金を得ている。</p> <p>自律的な実施をめざす発展的な事項</p> <p>⑥地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、継続安定的に地域課題の解決が図られている 【評価の視点】上記⑤を継続安定的に実行する仕組みができているか (参考事例) ア 地域課題解決の必要に応じて、継続安定的に地域資源が活用される仕組みができている。 イ コミュニティビジネス（C B）、ソーシャル・ビジネス（S B）に取り組んでいる。 ウ 自主財源の確保が継続的に行われる仕組みができており、その財源で活動に必要な財源が確保できている。</p>
			<p>自律的に実施すべき基本的な事項</p> <p>①地域活動に関わりの薄かった住民が参加し、つながりを実感してもらえるよう工夫した取組を実施している。 【評価の視点】地域活動への「参加」に向け、実効性のある工夫を行っているか (参考事例) ア ただ来てもらうだけではなく、参加者同士で交流が生まれるように工夫している。 ■工夫（避難訓練をグループで行う、親子キャンプで2家族でペアを組むなど） イ 参加意向を把握するためのアンケート調査を実施し、広報や事業の改善をしている。 ウ 対象者に応じた広報媒体を選択し、事業（イベント）の魅力が伝わるように工夫して行っている。 ■対象者（町内会未加入者、マンション住民、地域内の企業・事業所など） ■広報媒体（掲示板への掲示、チラシ・広報紙などの全戸配布、HP・SNSなど）</p> <p>自律的な実施をめざす発展的な事項</p> <p>②イベント等への参加者に対して、地域活動への参画につなげる取組を行っている。 【評価の視点】単にイベントへの「参加」だけでなく、地域活動への「参画」に向けて、実効性のある工夫を行っているか (参考事例) ア イベント等の参加者に対し、ただ参加するだけではなく、自然と活動に加わってもらうような工夫をしている。 ■参画の工夫（準備や後片付けなどの手伝いの呼びかけ、手伝い可能なことなどのアンケート等による聞き取り、イベント後の交流の機会を設け意見交換など） イ 毎年1回以上、担い手の拡大に向けた広報などの働きかけがされている。 ■働きかけ（さまざまな広報媒体でのスタッフ募集、企業・事業所・学校等への協力依頼など）</p>
			<p>自律的に実施すべき基本的な事項</p> <p>①さまざまな活動主体が地域活動協議会に参画する機会が保障されている。 【評価の視点】誰もが参画できる状態になっているか 規約等でさまざまな活動主体が地域活動協議会に参画することができる旨を定め、新たな活動主体が参画できるようにしていることが必要です。</p> <p>②さまざまな活動主体が幅広く参画し、地域活動協議会内部で連携・協働が行われている。 【評価の視点】事業の重複感が解消されているか、多様な活動主体が構成団体となり連携・協働を行っているか (参考事例) ア 類似・重複している事業等は整理・統合し、連携・協働して実施されている。 イ 地域型団体以外の市民活動団体、企業、教育機関、福祉施設等の団体が構成団体として参画し、連携がなされている。</p> <p>③新たな活動主体（担い手）の参画に向け、意見交換や話し合いなどの交流をする場を設けるなどの取組を行っている。 【評価の視点】新たな活動主体（担い手）の参画に向けて、交流の場を設けているか (参考事例) ア 井戸端会議や円卓会議といった誰もが参加できる交流の場を設け、新たな活動主体（担い手）の参画を働きかけている。 イ 地活協役員や構成団体員以外にも総会、運営委員会、部会などへの参加を呼びかけ、その場を活用して新たな活動主体（担い手）の参画を働きかけている。</p> <p>自律的な実施をめざす発展的な事項</p> <p>④地域活動協議会を構成する活動主体内や活動主体間で、取組実施や連携・協働の技術・手法（ノウハウ）が継承され、地域活動協議会内に蓄積されている。（世代間継承等） 【評価の視点】技術・手法（ノウハウ）を持っていることを前提に、それを地活協内で継承し、蓄積しているか 継承・蓄積するための規約やマニュアルの作成、人材育成が図られている必要があります。</p>
			<p>自律的に実施すべき基本的な事項</p> <p>①地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との交流の場（意見交換や話し合いなど）に参加し、情報共有している。 【評価の視点】地域活動協議会構成団体以外の活動主体との連携・協働に向けて、それらの活動主体との交流が図れる場に参加し、その内容を組織内で共有できているか (参考事例) ア 地域活動協議会を越えたさまざまな活動主体の交流の場などへの参加や視察（他の地域活動協議会、N P O団体等の市民活動団体、他都市の地域活動団体など）を行い、その内容を地域活動協議会内部で共有している。 イ 他都市や他の地域活動協議会での連携・協働事例を収集し、地域活動協議会内部で共有している。</p> <p>②地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との間で、連携・協働して取組を行うことができる。 【評価の視点】地域活動協議会構成団体以外の活動主体と、実際に連携・協働ができているか (参考事例) ア 地域活動協議会の構成団体以外の活動主体（N P O、企業、教育機関、福祉施設等）が地域活動協議会主催のイベント等に参画・協力している。または、イベント等を主宰する組織（実行委員会等）に入っている。 イ 隣接する地域活動協議会と連携・協働して事業を行っている。 (地域での居場所づくり、地域活性化に向けた検討会・交流会、イベント実行委員会への参画、広報物のデザイン、応報の協力など)</p> <p>自律的な実施をめざす発展的な事項</p> <p>③地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体とのネットワークにより、連携・協働して取組を継続的に行うことができる。 【評価の視点】②の取組を継続的に連携・協働できているか 地域活動協議会の構成団体以外の市民活動団体、企業、教育機関、福祉施設等の団体と連携・協働した取組を継続的に行う仕組みができている。</p>

自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）（令和2年度以降）			解説（評価の視点・参考事例）
めざす状態	めざす状態に向けた課題・取組	具体的な取組	
民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている	議決機関（総会・運営委員会等）の適正な運営	<p>自律的に実施すべき基本的な事項</p> <p>①議決機関（総会・運営委員会等）における選任・決定等が適正に行われ、組織や事業の運営が民主的に行われている。</p> <p>②議決機関の議事録が作成され、活動拠点において閲覧できるようになっている。</p> <p>③監事による監査が実施されている。</p>	
		<p>【評価の視点】規約や要綱に基づき適切に行われているか 次のいずれかができている状態</p> <p>ア 規約が公開されており、議決機関の運営が、規約の定めのとおり適切に行われている。</p> <p>イ 定期的に会議が開催され、発言が自由にできる。</p> <p>ウ 議決機関で出された意見について、合意形成し組織運営に反映している。</p>	
		<p>【評価の視点】議事録を作成するだけではなく、誰もが閲覧できるようになっているか 議決機関の議事録を、活動拠点等において閲覧できるようしていることが必要です。</p>	
		<p>【評価の視点】監事を設定するだけでなく、監査報告書による監査が適切に行われているか 監事による監査が実施され、監査報告書が作成されていることが必要です。</p>	
		<p>自律的な実施をめざす発展的な事項</p> <p>④議決機関の議事録を、地域の広報紙、掲示板などに掲載し、周知している。</p> <p>⑤議決機関の構成員の交替等により、地域活動協議会内で運営の方法等が継承され、蓄積されている。（世代間継承等）</p> <p>⑥議決機関の議事録を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。</p>	
		<p>【評価の視点】議事録が作成されているだけでなく、対外的に周知されているか 議決機関の議事録を、地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知していることが必要です。</p>	
		<p>【評価の視点】組織運営のノウハウ等が継承・蓄積されているか 議決機関の構成員の交替等があっても運営方法のノウハウ等が継承・蓄積されるよう、規約・マニュアルの作成や人材育成がされている。（参考事例）</p> <p>ア 前任者をアドバイザー役とする イ 役員の就任期間を工夫する（例：会計を2人体制とし、2年任期で就任時期を1年ごとにずらすなど）</p>	
		<p>【評価の視点】電子広報媒体による発信が行われているか (参考事例)</p> <p>ア 地域活動協議会が運営するホームページやSNSなどの電子広報媒体を活用して、定期的に議決機関の議事録の掲載もしくは会議内容の発信を行っている。</p> <p>イ 大阪市市民活動総合ポータルサイトに登録し、定期的に議決機関の議事録を掲載している。</p>	
		<p>自律的に実施すべき基本的な事項</p> <p>①会計ルール等が作成、共有されている。（会計担当者を置く、支出手続を定める、等）</p> <p>②会計に関する帳簿類（帳簿、財産台帳等）が作成され、整備されている。</p> <p>③事業計画書及び事業報告書、会計に関する帳簿類を、活動拠点において閲覧できるようになっている。</p>	
		<p>【評価の視点】会計担当者を置き、会計ルール等が作成・共有されているか (参考事例)</p> <p>ア 会計担当者を置き、会計ルールが作成・共有されている イ 会計担当者を置き、適切な入出金の方法などがマニュアル等に定められている。</p>	
III 組織運営	会計事務の適正な執行	<p>自律的な実施をめざす発展的な事項</p> <p>④事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。</p> <p>⑤事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。</p>	
		<p>【評価の視点】紙媒体による「能動的」な情報の開示が行われているか 事業計画書及び収支決算書等に関する情報を、地域の広報紙や掲示板に掲載するなど、対外的に広く周知していることが必要です。</p>	
		<p>【評価の視点】電子媒体による「能動的」な情報の開示が行われているか (参考事例)</p> <p>ア 事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域活動協議会が運営するホームページやSNSなどの電子広報媒体に掲載している。</p> <p>イ 大阪市市民活動総合ポータルサイトに登録し、事業計画書及び収支決算書等に関する情報を掲載している。</p>	
		<p>自律的に実施すべき基本的な事項</p> <p>①著作権や個人情報の保護、管理等について理解している広報担当者を置いている。</p> <p>②活動内容（案内や実施報告等）を地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。</p>	
		<p>【評価の視点】広報担当者の設置、著作権や個人情報の保護・管理等に関する理解 広報担当者を置くだけでなく、著作権や個人情報の保護・管理等について理解していることが必要です。</p>	
		<p>【評価の視点】各構成団体内の周知だけではなく、「紙媒体」により広く地域住民に情報発信を行っているか (参考事例)</p> <p>ア 活動内容（案内や実施報告等）を地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。</p> <p>イ 対象者に合わせて広報媒体、周知方法などを工夫している。</p> <p>■就学前の子育てママを対象にした事業について、幼稚園・保育園にチラシを配布するなど</p>	
		<p>自律的な実施をめざす発展的な事項</p> <p>③地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して、活動内容（案内や実施報告等）の情報発信を行っている。</p> <p>④さまざまな活動主体と連携・協働した広報活動ができる（広報経路（ルート）が広がっている）。</p>	
		<p>【評価の視点】各構成団体内の周知だけではなく、「電子媒体」により広く地域住民に定期的に情報発信を行っているか (参考事例)</p> <p>ア 地域活動協議会が運営するホームページやSNSなどの電子広報媒体に、定期的に地域情報を掲載している。</p> <p>■地域情報（案内、実施報告等の活動内容、地域広報紙など）</p> <p>イ 大阪市市民活動総合ポータルサイトに登録し、定期的に情報発信している。</p>	
		<p>【評価の視点】地域活動協議会の構成団体ではない組織と、連携・協働した広報ができるか (参考事例)</p> <p>ア 市民活動団体、企業、教育機関、福祉施設等と連携して、イベントのチラシや地域広報紙等を配架している。</p> <p>イ さまざまな活動主体のホームページやSNS等で定期的に情報を発信・拡散している。</p>	

地域活動協議会への支援等 に関するアンケート

今後の地域活動協議会への支援等の参考とするため、次のアンケートにご協力ください。

問1. あなたは、当該地域活動協議会が、「防災、防犯など安心・安全なまちづくりにかかる取組及び地域福祉、子育て支援、地域コミュニティづくりなど地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められている状態」にあると思いますか。

- | | | | | |
|--------|--------------|-----------------|--------------|---------|
| ① そう思う | ② やや
そう思う | ③ あまりそう
思わない | ④ そう
思わない | ⑤ わからない |
|--------|--------------|-----------------|--------------|---------|

問2. 大阪市では、市や区からの直接的な支援(各種相談対応、地域活動協議会への補助金等)とともに、まちづくりセンター等を設置し、地域活動協議会の支援を行っています。

貴団体が参画する地域活動協議会に対して、まちづくりセンター等は、地域の実情やニーズに即した支援を実施していると思いますか。(○印は1つ)

- | | | | | |
|--------|--------------|-----------------|--------------|---------|
| ① そう思う | ② やや
そう思う | ③ あまりそう
思わない | ④ そう
思わない | ⑤ わからない |
|--------|--------------|-----------------|--------------|---------|

問3. 地域活動協議会の活動やまちづくりセンターの支援へのご意見・ご要望などがありましたら、何でも記載してください。

最後に、主に活動されている地域はどちらですか。(○印は1つ)

- | | | | | |
|------|--------|------|-------|------|
| ① 柏里 | ② 野里 | ③ 歌島 | ④ 香箧 | ⑤ 竹島 |
| ⑥ 佃 | ⑦ 大和田 | ⑧ 千舟 | ⑨ 姫里 | ⑩ 姫島 |
| ⑪ 福 | ⑫ 大野百島 | ⑬ 川北 | ⑭ 出来島 | |

ご協力ありがとうございました。今後の活動に役立ててまいります。